

令和6年8月からの変更点について

制度改正により、居住費（滞在費）の上限が見直され、1日当たり60円の引き上げとなります。なお、利用者負担第1段階の多床室利用者の負担限度額は変更ありません。

（※食費に変更はありません）

利用者負担段階	所得の状況		預貯金額等の資産の状況※2	居住費等				
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※3	多床室	
第1段階	生活保護受給者等		預貯金額等の要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	
	世帯全員が市民税非課税	老齢福祉年金受給者						単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人		単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3段階①		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3段階②	※1	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円

※1 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税である必要があります。

※2 65歳未満の2号被保険者の預貯金額等の資産状況は、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

※3 特別養護老人ホーム・短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。